2020年11月10日 教育事業企画検討委員会

2020年11月13日 単位互換・京カレッジに関する事務担当者会議(報告)

**「プラザ科目」に関するガイドラインの改定について**

大学コンソーシアム京都

教育事業部

加盟校において、対面形式とオンライン形式を組み合わせた科目、あるいはオンライン形式のみで運営する科目の導入が進んでいる。この状況を踏まえ、オンライン形式を活用した特色ある科目の単位互換事業への提供促進を目的としてガイドラインを改定する。主な改定点は下記のとおり。

・　「プラザ科目」を「プラザ・オンライン科目」へ改称する。

・　従来の「プラザ科目」は「主にキャンパスプラザ京都における対面形式のみで運営する科目」だけを指していたが、「プラザ・オンライン科目」はこれに加え、「キャンパスプラザ京都における対面形式と特定の会場を使用しないオンライン形式を組み合わせて運営する科目」および「特定の会場を使用しないオンライン形式のみで運営する科目」の計３種類を指すものとする。

・　「プラザ・オンライン科目」の科目運営補助金額は、従来の「プラザ科目」と同額とする。

これらに基づき、「プラザ科目に関するガイドラインについて」を下記朱書きのとおり改定する。

※　なお、今後はコロナウイルスの感染状況や対策の変化に伴い、オンライン授業の実施に係る文部科学省、各大学の対応指針が大きく変わっていくことが予想されることから、2022年度以降のガイドラインについては2021年度プラザ科目の実施状況なども踏まえて再度検証する。

　以下＜「プラザ科目」「プラザ推奨科目」・「京カレッジ市民教養講座開設補助費」ガイド＞抜粋

================================================================================

**「プラザ・オンライン科目」に関するガイドラインについて**

**１．プラザ・オンライン科目とは**

プラザ・オンライン科目とは、単位互換事業に提供する目的で、下記いずれかの形式で授業を運営する科目である。

・　主にキャンパスプラザ京都における対面形式のみで運営する科目

・　キャンパスプラザ京都における対面形式と特定の会場を使用しないオンライン形式を組み合わせて運営する科目

・　特定の会場を使用しないオンライン形式のみで運営する科目

**２．プラザ科目に関するガイドラインについて**

科目の特色化・精選化を図るため、各加盟校が提供科目を選定する際の基準となるガイドライン（申し合わせ）等を設定する。

（１）＜単位互換科目提供ガイドライン＞

①科目を提供する大学・短期大学（部）の学則に定める科目であること。

②科目開設大学において特色があると判断する科目であること。

③オンライン形式の採用にあたっては、オンラインの持つ特徴を活かした展開を計画しシラバスに記載できること。

④科目担当教員は、原則、科目開設大学の専任教員であること。ただし、名誉教授や客員教授、招聘教授、その他その分野において業績が認められる者についてはこの限りではない。

⑤チェーンレクチャー科目の場合は科目開設大学の専任教員がコーディネータを務めること。

⑥連続して3年の間、単位互換生の出願が0名だった場合は科目の提供を見直すこと。

⑦同一大学において、提供する科目名や講義概要（シラバス）が同じものについては1科目に選択して提供すること。

⑧上記以外で、提供科目に関して何らかの課題が生じた場合は財団と科目提供大学・短期大学（部）が協議する。

（２）受講者の受入れ

　　定員を超える多数の受講希望があった場合、公表された講義定員数については必ず受入れるものとする。なお、講義定員についてはプラザ推奨科目に準ずるものとする。

**３．関係者の役割分担**

（１）科目担当教員

・科目開設のための学内手続

・シラバス作成

・講師の選任と確保（チェーンレクチャー等を行う場合）

・講義の実施（休講・補講等に関する担当部署への諸連絡を含む。）

・成績判定

（２）科目開設大学

・科目開設（シラバス情報の財団への提供等を含む）

・授業で使用する教室や機器類についての財団との調整

・科目運営補助金（ゲストスピーカー等の給金・謝金）の支出・管理

・担当講師への出講案内

・学生に対する各種教務連絡（休講、補講、教室変更、試験・レポート情報等）

・e京都ラーニングを通じた休講情報等の公開

・受講学生の災害障害保険・賠償責任保険の加入確認（フィールドワーク等の場合）

（３）財団

・科目開設に向けた教室手配

・学生への周知・広報

・科目開設大学が発信する教務連絡の包括協定締結大学・短期大学への周知協力

・科目運営補助金の法人への支給

**４．経費について**

（１）キャンパスプラザの教室・施設利用料について

授業で使用するキャンパスプラザの教室およびプロジェクター等の機器類の使用料については、財団が負担する。

（２）科目運営補助金の支給について

　　　科目運営補助金の支給額、支給条件等は以下のとおりとする。

支 給 額：半期3万円（通期6万円）

支給条件：単位互換生・京カレッジ生が10名以上受講していること。

支 給 先：科目開設大学（法人）

**５．プラザ・オンライン科目に関するガイドラインの見直し・修正について**

本ガイドラインは、必要に応じて教育事業企画検討委員会で見直し・変更を行う。

**６．ガイドラインの適用について**

本取り決めは、2021年度開設科目から適用する。

以　上